

法律科目試験問題（商法） 配点 50 点

〔第 1 問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 30 点）

【事例】

1. 株式会社 P は、精米機の製造・販売を業とする監査役会設置会社である。P 社の定款には、取締役の員数を 3 名以上とする規定があり、株式の譲渡による取得について取締役会の承認を要する旨の規定はない。P 社の発行済株式の 30% は、同社の創業者であり代表取締役である A が保有し、70% は、P 社の従業員および取引先が保有している（発行済みの P 社株式の 5% 以上を単独で保有している者は A 以外にはいない。）。
2. P 社の取締役は A・B・C・D・E の 5 名であり、2017 年秋ごろから A・B・C と E との間で、取引先である Q 社との業務提携をめぐって意見が対立し、2018 年に入ってからは A らと E の関係は修復が困難なほどに悪化していた。そこで、A らは、次の定時株主総会に E の取締役からの解任を付議することとした。
3. P 社の取締役 5 名のうち、D のみが次の定時株主総会の終了をもって取締役の任期が満了する。D は再任を希望しなかつたことから、D に対して退職慰労金を支給することとした。
4. 2018 年 6 月 5 日、P 社の取締役会は、同月 21 日に定時株主総会（以下、「本件総会」という。）を開催し、剰余金配当等のほか、D に対する退職慰労金の支給および E の取締役からの解任を議案として提出することを決定した。この取締役会決議に違法な点はなかった。
5. A は、P 社の株主でもある取引先の Q 社ほか数社が、本件総会において、E を取締役から解任する議案に反対する可能性が高いと考え、Q 社ほか数社には本件総会の招集通知を送付しないよう担当従業員に指示し、現に招集通知は送付されなかった。Q 社ほか数社は合計で約 8% の P 社株式を保有している。
6. 2018 年 6 月 21 日に本件総会が開催され、D に退職慰労金を支給することを承認する決議（以下、「支給決議」という。）および E を取締役から解任する決議（以下、「解任決議」という。）が成立した。Q 社ほか数社は、招集通知が送付されなかつたため、本件総会に出席しなかつた。6 月 22 日、D に対して支給決議の内容通りの退職慰労金が支給され、E に対して、取締役を解任する旨の通知が送付された。
7. 2018 年 6 月 29 日、P 社の株主である Q 社は、支給決議および解任決議のいずれについても決議取消事由に相当する瑕疵があるとして、株主総会決議取消しの訴えを提起した。

8. 2018年8月6日、Q社による決議取消訴訟の提起を受け、P社は、臨時株主総会（以下、「臨時総会」という。）を開催した。臨時総会には、支給決議および解任決議と同内容の議案が付議され、いずれの議案についても決議が成立した（以下、それぞれの議案について成立した決議を「再決議」という。）。再決議は、いずれも支給決議または解任決議の取消しを認める判決の効力が確定することを決議の効力発生の条件とし、条件が成就したときは決議の効力が支給決議または解任決議の時点に遡及して生じるものとされていた。その後、現在（2018年11月10日）まで、再決議については、決議取消しの訴えは提起されていない。

【設問】

P社は、再決議後、支給決議および解任決議に対する株主総会決議取消しの訴えは却下されるべきであると主張している。この主張の当否について論じなさい。

〔第2問〕 次の【設問1】および【設問2】に答えなさい。（配点20点）

【設問1】取締役の任期については、定款の定めまたは株主総会決議によって短縮することが認められるのに対し、監査役の任期については短縮が認められない（会社法332条1項・336条1項対比）のはなぜか、5行以内で説明しなさい。

【設問2】会社法828条1項2号において、新株発行無効の訴えの提訴期間が、公開会社では株式の発行の効力が発生した日から6か月以内とされているのに対し、公開会社でない会社においては株式の発行の効力が発生した日から1年以内とされているのはなぜか、5行以内で説明しなさい。